

令和 6. 9. 18 制定

(設 置)

第1条 群馬大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）に研究科の運営に関する事項について企画立案及び調整を行い、研究科の円滑な運営を図るため、群馬大学大学院教育学研究科運営会議（以下「会議」という。）を置く。

(組 織)

第2条 会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 専門職学位課程長
- (3) 教職リーダーコース長
- (4) 授業実践開発コース長
- (5) 特別支援教育実践開発コース長
- (6) 研究科教務委員会委員長
- (7) 研究科入試委員会委員長
- (8) 研究科学生支援委員会委員長
- (9) 研究科実習委員会委員長
- (10) 研究科長が指名する教員 若干人

(任 期)

第3条 前条第10号の構成員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(議 長)

第4条 会議に議長を置き、研究科長をもって充てる。

- 2 議長は、会議を主宰する。
- 3 議長に事故あるときは、専門職学位課程長又は、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。

(専門委員会)

第5条 運営会議に、専門の事項を調査検討させるため専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員は、研究科長が委嘱する。

(構成員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(事 務)

第7条 会議の事務は、総務係において処理する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、研究科教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

- 1 この規程は、令和 6 年 9 月 18 日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に委嘱される第 2 条第 10 号の構成員の任期は、第 3 条の規定にかかわらず、令和 7 年 3 月 31 日までとする。
- 3 群馬大学大学院教育学研究科専門職学位課程運営委員会内規（平成 26 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。
- 4 群馬大学大学院教育学研究科修士課程運営委員会内規（平成 26 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。